

基本規約一部改正

改正後	改正前
第8条(運営上の免責) 3. 当社の提供するサービス・プログラム等の内容・仕様について、会員に対する事前の通知なく、変更を加えること(インターネット上で提供するプログラム及び、会場で提供するサービスも含みますが、これらに限らないものとします。)ができるものとし、これにより利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任は負わないものとします。	第8条(運営上の免責)
第28条(出品車輛の条件) 1. (2) 出品車輛は、抹消登録された車輛、車検有効期間のある車輛およびナンバー付車検切れ車輛については、出品者名義を原則とし、事務局の要請があれば、速やかに書類の差替えが可能な車輛に限る。なお、検切れ車輛のナンバー応募については、特記事項欄に明記することとする。(成約時の抹消にかかる手数料等に関しては、出品者負担とする。) なお、ナンバー付車輛を出品する場合は、ナンバープレートと封印が装着されているものとする。 1. (5) バッテリーでエンジンの起動ができ、公道で自走可能な車輛(トレーラ除く)で、燃料が最低10ℓ以上(中型車以上は20ℓ以上)入っていることとする。フォークリフトは、最大荷重 15t未満のカウンター式でガソリン車ないしディーゼル車のみとする。	第28条(出品車輛の条件) 1. (2) 出品車輛は、抹消登録された車輛、車検有効期間のある車輛およびナンバー付車検切れ車輛については、出品者名義を原則とし、事務局の要請があれば、速やかに書類の差替えが可能な車輛に限る。なお、検切れ車輛のナンバー応募については、特記事項欄に明記することとする。(成約時の抹消にかかる手数料等に関しては、出品者負担とする。) 1. (5) バッテリーでエンジンの起動ができ、公道で自走可能な車輛(トレーラ除く)で、燃料が最低10ℓ以上(中型車以上は20ℓ以上)入っていることとする。フォークリフトは、最大荷重5トン未満のガソリン車ないしディーゼル車のみとする。
第35条(入札者の車輛確認義務) 入札者は、車輛の入札にあたって、当社から提供されるリスト、カーチェックシート、車検証等の記載内容は落札判断のための補助資料であることを予め承認するものとし、事務局指定の用紙に記入もしくはシステムにて入札するものとします。ただし、上記補助資料についての記載ミス、漏れ、誤り等に関しては、事務局は一切責任を負わないものとする。なお、車検証及びリストに記載の数値(寸法・重量等)は現時点の車輛状態と異なる場合があり、新規・継続検査時に減トン及び構造の変更を要する場合があるものとする。また、上物乗替・ボデー乗替・不適合車輛に関しては、事務局としては全て判定・選別することは困難であることから、現車をよく確認することとする。 なお、ネットより入札した場合は、現車を確認し入札したものとします。	第35条(入札者の車輛確認義務) 入札者は、車輛の入札にあたって、当社から提供されるリスト、カーチェックシート、車検証等の記載内容は落札判断のための補助資料であることを予め承認するものとし、事務局指定の用紙に記入もしくはシステムにて入札するものとします。ただし、上記補助資料についての記載ミス、漏れ、誤り等に関しては、事務局は一切責任を負わないものとする。なお、車検証及びリストに記載の数値(寸法・重量等)は現時点の車輛状態と異なる場合があり、新規・継続検査時に減トン及び構造の変更を要する場合があるものとする。また、上物乗替・ボデー乗替・不適合車輛に関しては、事務局としては全て判定・選別することは困難であることから、現車をよく確認することとする。
第41条(落札車輛代金等の決済) 3. 福祉車輛の消費税について、中古車として売買される際に、対象装置の不良・欠品等の不具合が判断出来ないことから、消費税は課税するものとし、仕入時と販売時における消費税額の差額に関しては、落札者が消費税の納付申告時において、精算手続きを行い調整するものとします。	第41条(落札車輛代金等の決済)
第47条(事務局の検査) 4. 検査における修復歴(未補修を含む)とは、交通事故その他災害により次に掲げる車体の骨格にあたる部位に欠陥を生じ、修理または交換により復元された車輛を言います。 ① フロントクロスメンバー(リヤエンドクロスメンバー除く)の亀裂・曲がり・修理跡または交換	第47条(事務局の検査)

改正後	改正前
跡。 ② サイドフレームの亀裂・曲がり・修理跡または交換跡。 ③ フロアパネルの亀裂・凹み・曲がり・修理跡及び交換跡。 ④ ピラーの凹み・スポット打ち直し・修理跡及び交換跡 ⑤ ルーフの単体交換とピラーから波及した凹みまたは修理跡。 ⑥ 貨物車のキャブAssy交換は修復歴とする。 ⑦ 荷台Assy交換は修復歴としない。ただし、自己申告のない場合は、修復歴車とする。 5. 積載物等による損傷または修理跡は、修復歴としない。 6. 骨格は、溶接接合(リベット含む)されている部位(部分)のみとし、ネジ止め部位(部分)は骨格としない。 7. 事務局は全ての出品車輛に対して被爆・放射線量の測定及び検査を行っていない為、それらに関する責任は一切負いません。 第51条(クレーム請求と免責) 5. (4)内外装の目視、上物作動確認が出来るとき(外部落れを含む。) 5. (9)初年度登録より10年以上経過した車輛(ただし、経過車輛は内容によっては事務局の判断で認める場合があるものとする。) 6. 見積金額が高額となった場合は、事務局の裁定で契約解除(キャンセル)できるものとする。また、契約解除時に出品者は、事務局が認めた実費を支払うものとする。 第66条(事故等) 構内での事故、ケガ等については事務局としては一切責任を負わないものとする。また、当社で提供した食事等により発生した事故・病気等についても、事務局は一切責任を負わないものとする。 クレーム詳細 次開催分の資料参照もしくは、4月1日以降に当社ホームページ参照願います。 第67条 (施行) 平成23年10月1日 平成24年4月1日改定 平成25年4月1日改定	第51条(クレーム請求と免責) 5. (4)内外装の目視、上物作動確認が出来るとき 5. (9)初年度登録より10年以上経過した車輛 第66条(事故等) 構内での事故、ケガ等については事務局としては一切責任を負わないものとする。 クレーム詳細 別紙資料参照願います。 第67条 (施行) 平成23年10月1日 平成24年4月1日改定